

令和7年度春季キャンプ誘客シャトルバス運行及び安全誘導業務委託に係る質問回答書

令和7年9月3日

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
1			<p>・募集要領の4ページ 9見積もりに関する要件(1)に「バス運行費は208万円(税抜)を上限とする」、とあるが、バス賃借料以外の運行のためにかかる広報及び周知、アンケートの実施費用等も含めての上限額でしょうか。それともバス賃借料のみを指すのでしょうか。</p>	<p>募集要領で示している、バス運行費の内訳としてはバス賃借料やチラシ等製作費、広告費などのバス賃借料以外の運行のためにかかる費用も含めた額となっております。</p> <p><b>【様式4】</b>見積書には無料シャトルバス運行費208万円(税抜)を上限として、バス運行費、チラシ等製作・広告費、SNS等作成・広告費に分けて記載ください。</p>
2			<p>・その他 持株会社と共同企業体を構成した場合、その傘下の会社も含め、業務を遂行した場合、傘下の会社が実施した業務は外注費に当たるのでしょうか。それとも外注費にあたらないのでしょうか。</p>	<p>傘下の会社が実施した業務は外注費に当たる可能性があります。</p> <p>持株会社の納税に傘下会社の分まで含まれているのであれば、1つの会社と見て外注費に当たらないと判断します。</p> <p>持株会社と傘下会社が個別で納税している場合には、別会社と見て外注費に当たると判断します。</p>